

## 令和2年度八戸市中心市街地まちなか住宅取得支援事業補助金交付要領

### (目的)

第1条 この要領は、本市の中心市街地における定住人口の増加を図り、もって本市の魅力や活力にあふれるコンパクトなまちづくりの推進に寄与するため、本市の中心市街地において住宅の取得等をする者に対し、令和2年度の予算の範囲内で八戸市中心市街地まちなか住宅取得支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和61年八戸市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 借入金等 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する借入金又は債務のことをいう。
- (2) 住宅 戸建住宅、店舗併用住宅または分譲マンションのことをいう。
- (3) 取得等 住宅の新築、新築住宅若しくは中古住宅の取得又は増改築等の工事をいう。

### (補助対象者及び補助要件)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、自己の居住の用に供するため、本市の中心市街地の区域（第3期八戸市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地の区域（別図）をいう。）において住宅の取得等をし、当該住宅の取得等に係る借入金等を有する者で、次に掲げる基準に該当するものとする。

- (1) 申請者
  - ① 平成31年4月1日以降に住宅の取得等をした者であること。（増改築等の場合は申請者と平成31年4月1日以降の居住者が同一でなくともよい。）
  - ② 申請者を含む2名以上が居住していること。（増改築等の場合は、居住者が2名以上増加すること。）
  - ③ 5年以上の継続的な居住が見込まれる者であること。
  - ④ 過去にこの制度による補助金の交付を受けていない者であること。
  - ⑤ 補助対象住宅を所有する個人であること。
  - ⑥ 市税（市県民税、固定資産税、国民健康保険税及び軽自動車税）を現に滞納していないこと。
  - ⑦ 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成24年9月25日実施）第2条第3号アからカに掲げる者でないこと。
  - ⑧ 建築基準法、都市計画法その他本市のまちづくりに関する条例等の規定により受けた必要な措置を講ずるための指導又は勧告に従っていない者で、そのことにつき正当な理由がないと市長が認める者でないこと。

## (2) 住宅

- ① 登記簿上の床面積が50㎡以上で、そのうち居住の用に供する面積が1/2以上であること。
- ② 台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室及び居室を有していること。
- ③ 中古住宅については、次に掲げる基準に該当していること。
  - ア 耐火建築物については、築25年以内であること。
  - イ 非耐火建築物については、築20年以内であること。
  - ウ 上記以外の場合、検査済証、住宅性能評価書または耐震基準適合証明書（昭和56年5月31日以前に着工した住宅については、耐震基準適合証明書のみ可）が発行されていること。
- ④ 増改築等の場合については、工事内容が次に掲げるもののいずれかに該当し、工事費用が100万円を超えること。
  - ア 増築
  - イ 改築
  - ウ 大規模の修繕又は模様替え（住宅の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根及び階段）のうち一種以上について、半分以上の部分を修繕又は模様替えすることをいう。）
  - エ その他の租税特別措置法施行令第26条第28項に規定するバリアフリー改修又は省エネ改修等の工事

## (3) 借入金

- ① 住宅の取得等に要した借入であること。
- ② 償還期間又は割賦期間が10年以上であること。

### （補助金の額）

第4条 補助金の額は、住宅の取得等に係る借入金等の額に100分の3を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、その額は25万円を超えないものとする。

### （補助金の交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えてその指定する期日までに市長に提出しなければならない。なお、当該交付の申請は、実績報告を併合するものとする。

- (1) 世帯全員の住民票（原本）
- (2) 金融機関等との金銭消費貸借抵当権設定契約証書の写し
- (3) 居住の用に供する住宅の存する敷地の位置を確認できる図面
- (4) 各階の平面図
- (5) 居住の用に供する住宅の登記事項証明書（原本）
- (6) 求積図及び求積表（居住の用に供する以外の用に供する部分がある場合）
- (7) 検査済証、住宅性能評価書または耐震基準適合証明書（中古住宅で築20年（耐火建築物である場合にあつては、築25年）を超えている場合、昭和56年5月31日以前に着工した住宅については、耐震基準適合証明書のみ可）

- (8) 請負契約書の写し(増改築等の場合)
  - (9) 増改築等工事証明書(増改築等の場合)
  - (10) 市税の納付状況を公簿等により確認することに同意する文書(別記第2号様式)
  - (11) 誓約書(別記第3号様式)
  - (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による申請書の提出期限は、令和2年12月28日とする。

(交付決定等)

- 第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、及び必要に応じて現地等を調査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、交付を決定するものとする。
- 2 規則第20条の規定により、規則第5条の規定による交付の決定の通知及び規則第13条の規定による額の確定の手続きを併合するものとする。
- 3 前項の規定により併合された手続きに係る補助金の交付の決定及び確定の通知は、補助金交付決定通知書兼確定通知書(別記第4号様式)により行うものとする。

(補助金の交付)

- 第7条 市長は、前条の規定による通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)から提出される請求書(別記第5号様式)に基づき、当該交付決定者に対し補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の取り消し)

- 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 交付決定者が偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
  - (2) 交付決定者が補助金の交付の決定を受けた日から起算して5年以内に当該補助金の交付に係る住宅を第三者に譲渡したとき。
  - (3) 交付決定者が当該補助金の交付の対象となった借入金等の全部又は一部を当該借入金等の借入日又は発生の日から起算して5年以内に繰り上げて返済することにより、当該借入金等に係る償還期間又は割賦期間が10年未満となったとき。

(状況報告)

- 第9条 市長は、必要と認める場合は、当該住宅の居住状況等について交付決定者に対し報告を求めるものとする。

(細則)

- 第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月10日から実施し、令和2年4月1日より適用する。

別図（第3条関係）

